

改正	平成11年3月26日規則第19号	平成13年3月30日規則第56号
	平成19年3月30日規則第40号	平成23年3月1日規則第6号
	平成25年3月29日規則第10号	平成28年3月25日規則第17号
	平成30年3月16日規則第13号	令和3年3月2日規則第6号
	令和3年3月26日規則第18号	

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則をここに公布する。

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（昭和54年沖縄県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「市町村」とは、条例第1条に規定する市町村をいう。

2 この規則において「資金」とは、条例第3条に規定する資金をいう。

3 この規則において「合併市町村」とは、市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

一部改正〔平成23年規則6号〕

(貸付対象事業)

**第3条** 条例第3条に規定する事業は、市町村が行う別表に掲げる事業とする。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(貸付対象市町村の要件)

**第4条** 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の計画が適正であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 地方債の償還について延滞がないこと。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(貸付金の限度額)

**第5条** 条例第4条に規定する資金（次項に規定するものを除く。）の貸付額は、1市町村につき一会計年度1億円以内とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを超えて貸し付けることができる。

2 第6条第3項の規定の適用を受ける事業に要する資金の貸付額は、1合併市町村につき一会計年度2億円以内とする。

3 前2項の場合において、一会計年度の資金の貸付額の総額は、知事が別に定める額を超えることができない。

一部改正〔平成19年規則40号・23年6号・28年17号〕

(貸付条件)

**第6条** 条例第4条に規定する資金の貸付けの条件は、この規則において別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率（以下「基準利率」という。）に2分の1を乗じて得た利率

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率

(2) 償還期間 15年以内（うち据置期間1年以内）

- (3) 償還方法 元利均等年賦償還
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第22条の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。
- (1) 貸付利率
- ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率
- イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率
- (2) 償還期間 15年以内（うち据置期間1年以内）
- (3) 償還方法 元利均等年賦償還
- 3 第1項第1号又は前項第1号の規定によって算定した利率に小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該算定した利率が0.001パーセント未満である場合におけるこれらの号の貸付利率は、0.001パーセントとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、合併市町村（平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。）が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度の間、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。
- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 償還期間 10年以内（うち据置期間1年以内）
- (3) 償還方法 元利均等年賦償還
- 一部改正〔平成11年規則19号・13年56号・19年40号・23年6号・25年10号・令和3年5号〕
- (償還期日)
- 第6条の2** 貸付金の償還期日（償還期間中の貸付利息の支払期日を含む。以下同じ。）は、第15条及び第16条の規定により償還する場合を除き、2月1日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、償還期日が休日（日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第1号若しくは第3号に掲げる日をいう。）に当たるときは、その翌日を当該償還期日とする。
- 3 元金償還の開始日は、据置期間の終了の日後最初に到来する資金の償還期日とする。
- 追加〔平成19年規則40号〕
- (償還期間等の特例)
- 第6条の3** 償還期間及び据置期間は、貸付決定日及び資金の交付を行った日とその日の属する会計年度の1月31日以前であるときは、1年以内に限り延長することができるものとする。
- 2 市町村は、前項の規定により償還期間及び据置期間が延長されたときは、最初の償還期日において支払うべき貸付利息を第2回目の償還期日にまとめて支払うことができるものとする。
- 追加〔平成19年規則40号〕
- (貸付方法)
- 第7条** 資金の貸付けは、証書貸付の方法による。
- (借入申込み)
- 第8条** 資金を借り入れようとする市町村は、知事が指定する期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 交通方法変更記念特別事業資金借入申込書（第1号様式）
- (2) 交通方法変更記念特別事業資金事業計画書兼事業実施状況調書（第2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 一部改正〔平成19年規則40号〕
- (貸付予定額の通知)
- 第9条** 知事は、前条の規定による借入れの申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは貸付予定額を決定し、交通方法変更記念特別事業資金貸付予定額（変更）通知書（第4号様式）により通知する。
- 2 知事は、前項の貸付予定額の決定通知に当たりこれに必要な条件を付することができる。
- 一部改正〔平成19年規則40号〕

(借入申請)

**第10条** 前条の貸付予定額の決定通知を受けた市町村は、知事が指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交通方法変更記念特別事業資金借入申請書（第5号様式）
- (2) 交通方法変更記念特別事業資金事業計画書兼事業実施状況調書（第2号様式）
- (3) 償還年次計画表（第6号様式）
- (4) 予算書の写し（関係部分）
- (5) 貸付けを受け、実施しようとする事業の実施に係る契約書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成19年規則40号〕

(貸付決定)

**第11条** 知事は、前条の借入れの申請があったときは、その内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは貸付けを決定し、交通方法変更記念特別事業資金貸付決定（変更）通知書（第7号様式）により通知する。

- 2 知事は、前項の貸付決定の通知に当たりこれに必要な条件を付することができる。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(資金交付)

**第12条** 市町村は、前条の貸付決定通知があったときは、速やかに交通方法変更記念特別事業資金借用証書（第8号様式）及び交通方法変更記念特別事業資金交付請求書（第8号様式の2）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する書類が提出されたときは、資金を交付する。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(事業計画の変更等)

**第13条** 第9条第1項又は第11条の規定により貸付予定額又は貸付決定の通知を受けた市町村が、当該貸付けの対象となった事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに交通方法変更記念特別事業資金事業変更・中止・廃止承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に係る事業の計画の変更、中止又は廃止がやむを得ないものと認めるときは、その旨を交通方法変更記念特別事業資金事業変更・中止・廃止承認書（第10号様式）により通知する。

- 3 知事は、前項の規定により変更を承認した事業で交通方法変更記念特別事業資金の貸付予定額を変更する必要がある場合は、交通方法変更記念特別事業資金貸付予定額（変更）通知書（第4号様式）により、貸付決定を変更する必要がある場合は、交通方法変更記念特別事業資金貸付決定（変更）通知書（第7号様式）により通知する。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(実績報告及び検査等)

**第14条** 市町村は、資金の貸付けを受けて行った事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までにその実績を交通方法変更記念特別事業資金貸付事業実績報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた市町村に対し必要な資料の提出を求め、又は職員に実地に検査させることができる。

一部改正〔平成19年規則40号〕

(貸付決定等の取消し及び繰上償還)

**第15条** 資金の貸付予定若しくは貸付決定を受けた市町村又は資金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、資金の貸付予定若しくは貸付決定を取り消し、又は既に交付した資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 虚偽の申込み、申請その他不正の手段により貸付予定若しくは貸付決定を受け、又は資金の交付を受けたとき。
- (2) 資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 知事の承認を受けずに事業の計画を変更したとき。

- (4) この規則に基づく報告又は知事が求めた必要な資料の提出を怠り、又は知事がした指示に従わなかったとき。
- (5) 資金により整備した施設を他に譲渡したとき。
- 2 知事は、資金の貸付予定又は貸付決定を取り消したときは、交通方法変更記念特別事業資金貸付予定・貸付決定取消通知書（第12号様式）により、資金の繰上償還を決定したときは、繰上償還をさせようとする日の20日前までに交通方法変更記念特別事業資金繰上償還通知書（第13号様式）により通知する。

一部改正〔平成19年規則40号〕

（任意の繰上償還）

**第16条** 資金の貸付けを受けた市町村は、資金の全部又は一部を任意に繰上償還することができる。この場合、当該市町村は、あらかじめ交通方法変更記念特別事業資金繰上償還申請書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、繰上償還させようとする10日前までに交通方法変更記念特別事業資金繰上償還通知書（第13号様式）により当該市町村に通知する。

3 資金の一部を繰上償還した市町村は、遅滞なく繰上償還後の修正償還年次計画表を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成19年規則40号〕

（延滞利息）

**第17条** 資金の貸付けを受けた市町村が償還期日までに元利金の全部又は一部を支払わなかったときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じて年10パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

一部改正〔平成19年規則40号〕

（帳簿の備付け）

**第18条** 知事は、基金の状況を明らかにするため、交通方法変更記念特別事業貸付基金台帳（第15号様式）を備え付けるものとする。

2 知事は、資金の貸付けの状況を明らかにするため、交通方法変更記念特別事業資金貸付台帳（第16号様式）を備え付けるものとする。

3 資金の貸付けを受けた市町村は、交通方法変更記念特別事業資金借入台帳（第17号様式）を備え付けて置かなければならない。

（雑則）

**第19条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（貸付金の限度額に関する特例）

2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、当分の間、同項本文の規定による貸付額は、2億円以内とする。

**附 則**（平成11年3月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の規定は、平成10年度貸付決定分から適用し、平成9年度以前の貸付決定分についてはなお従前の例による。

**附 則**（平成13年3月30日規則第56号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条、第6条及び第10条の規定は、平成19年度貸付決定分の資金から適用し、平成18年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年3月1日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び第6条の規定は、平成23年度貸付決定分の資金から適用し、平成22年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、平成28年度貸付決定分の資金から適用し、平成27年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月16日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則附則第2項の規定は、平成29年度貸付決定分の資金から適用し、平成28年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月2日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の第6条の規定は、令和2年度貸付決定分の資金から適用し、令和元年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日規則第18号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業名	事業内容
1 道路事業	1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
2 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業
3 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
4 区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する事業その他の区画整理事業
5 その他	その他の道路交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

一部改正〔平成19年規則40号〕